

指定介護老人福祉施設

の民間譲渡

徳島県 徳島市

人口：258,799人

面積：191.39km²

担当部署：行財政経営課

概要

本市の直営施設「徳島市特別養護老人ホーム」（指定介護老人福祉施設：昭和48年8月1日開設）を民間に譲渡し、民間経営のもと運営していく。

選定理由

（徳島県コメント）

金額的な効果に加え、移管先事業者のグループ医療機関との連携により、施設利用者に対してより質の高いサービスを提供することが可能となり、利用者の生活支援の充実が図られている。

背景

徳島市では、危機的な財政状況を早期に克服し、抜本的に財政の健全化及び行政改革を断行するため、平成17年2月に「財政危機宣言」を行い、併せて「行財政健全化の基本方針」を定めた。平成17年12月には、この基本方針に基づき、健全化の方策を具体的に推進するための「徳島市行財政健全化計画2005」を策定した。

この取組の1つとして、市が設置する公共施設等については、施設の配置、内容、運営形態等を再検証し、施設の統廃合を含め、設置目的を踏まえた効果的・効率的な仕組みを再構築するという基本方針に基づき、4施設の廃止と7施設の管理運営方法の見直しが具

体化された。

「徳島市特別養護老人ホーム」については、施設の老朽化及び民間施設の充実により、廃止する施設に位置付けられた。廃止にあたっては、財産を用途指定により譲渡し、民間への移管を図ることとなった。

具体的内容

「徳島市特別養護老人ホーム」を民間事業者に移管する。

【期間】

譲渡財産（土地、建物、工作物及び物品）は、移管日（平成20年4月1日）から5年間は特別養護老人ホームの用途に供する。

【選定方法】

公募の上、選定委員会で評価し選定した。

【譲渡財産】

譲渡財産のうち、土地は有償譲渡（譲渡価格 380,000 千円）し、建物、工作物及び物品は無償譲渡とした。



◇民間譲渡された徳島市特別養護老人ホーム

工夫点

単に、施設の廃止を進めるのではなく、これまで行ってきた公共サービスの必要性も考慮し、民間への用途指定による財産譲渡を行い、移管後5年間は、介護サービス事業を民間の手法により、継続させることとした。

効果

【経費の削減効果】

167,800 千円

※ 徳島市介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）平成 19 年度決算における一般会計からの繰入額

【サービスの向上】

移管先事業者とグループ医療機関との連携により、施設利用者の健康管理やリハビリなどのケアサービスをより質の高いものにすることが可能となった。

施設については、プライバシーの配慮や家庭的な生活空間を創出可能なものとし、利用者の生活支援の充実が図られた。

今後取り組む自治体に向けた助言

施設管理の見直しを進める際には、それぞれの施設の現状や用途に応じた複数の選択肢がある。方向性を決定するためには、施設の利用実態、財政効率性等の再検証を行うことはいうまでもなく、それに加え、地域の実情に応じた将来展望を見きわめることが必要である。

施設を廃止する場合には、廃止後の措置として、売却し財源の確保を図るだけでなく、民間譲渡による公共サービスから民間サービスへの転換など、地域の実情や市民ニーズも視野に入れ、さまざまな角度からよりよい形を検討する必要がある。